

第1章 産業連関表とは

第1章 産業連関表とは

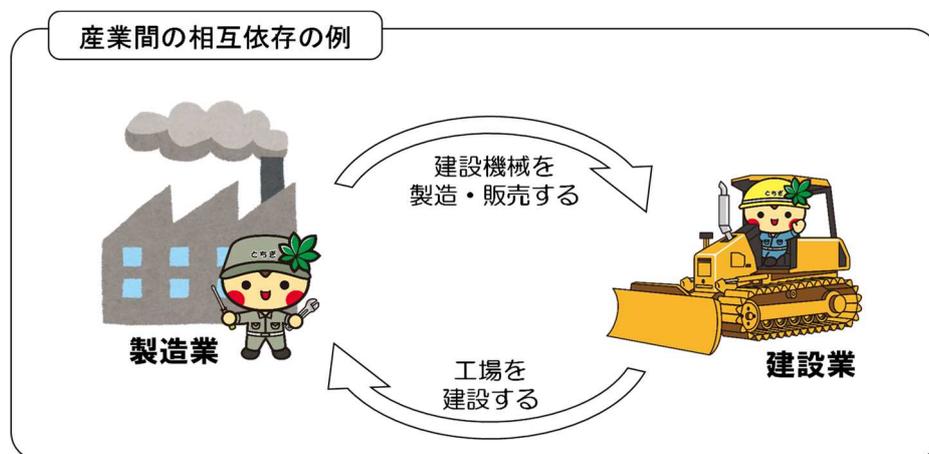
1 定義と作成目的

産業連関表とは、一定の地域内における複数の業種（産業）同士の取引の規模を、1年間の取引額を用いて一覧化したもので、その地域内で生産された各種商品（財、サービス）の販売先と、原材料などの購入元との関係（需給関係）を同時に知ることができる統計表です。

県内には多種の産業があり、様々な商品（財、サービス）を生産していますが、それらを生産するために、他の産業において生産された商品を原材料として購入しており、その購入額が価格に反映されていきます。産業連関表（取引基本表）では、この購入額を産業別に上から下へ、縦方向に集計していきます。

また、生み出された商品は、家庭などで消費されるほか、再び他の産業における原材料としても購入され、そうした販売の合計が売上額となっていきます。産業連関表（取引基本表）では、この販売額を産業別に左から右へ、横方向に集計していきます。

このように、産業同士の間には、購入（需要）と販売（供給）による相互関係があり、これを金額で表示した産業連関表では、こうした相互依存の状況を具体的に把握することができます。経済学の理論上、産業ごとの購入額の総和と売上額の総和は一致するため、この表では、縦方向の合計と横方向の合計が必ず一致するという特徴があります。



産業連関表は、これらの特徴を生かして、地域内の経済構造を様々な面から分析し、把握するために作成されています。特に、商品の購入・販売を通じた産業間の相互依存関係を数的に知ることができるため、ある産業の需要が増減した場合に、その地域の経済活動全体にどのような影響が及ぶかという「経済波及効果」の分析に広く活用されています。

産業連関表は1930年代にアメリカで開発されましたが、現在では国際標準に基づいて各国で作成されており、日本では昭和30(1955)年以降、栃木県でも平成2(1990)年以降、原則5年ごと^(※1)に作成しています。

2 活用

産業連関表は、主として次のように活用されます。

(1) 経済構造の把握

産業連関表には、各産業の総生産額だけでなく、他産業による原材料としての購入、家計などの消費、県外への移出といった需要先別の販売額（横方向の内訳）と、生産に当たっての原材料、人件費など費用の投入内容（縦方向の内訳）とが具体的な金額で記載されています。

これらの情報を基に、県内の各産業の「販路構成」や「費用構成」、移出入の比率など、表作成時点での本県の経済構造を様々な面から読み取ることができます。

(2) 経済機能の把握と経済動向の予測

(1) で得られた販路構成や費用構成の比率を用いることで、各産業における最終需要の変化（購入や投資、移出などの増減）が、県内における各商品の生産や移入・輸入などにどのような影響を及ぼすかを、定量的に明らかにすることができます。これは、経済動向の見通しや経済に関する計画の作成の際に使われる方法です。

また、各産業の従業者構成を記載した「雇用手帳」を併用することで、需要変化による雇用の増減を予測することもできます。

(3) 政策などの経済効果の測定

(2) の方法を応用して、行政機関が講じた特定の政策や事業がもたらす経済効果を測定することもできます。これは行政による財政支出や公共投資だけでなく、イベントの開催や観光政策による経済効果の把握などにも広く用いられています。

3 平成 27(2015)年栃木県産業連関表の仕様

平成 27(2015)年栃木県産業連関表は、「平成 27 年(2015 年)産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）及び「平成 27(2015)年栃木県産業連関表作成基本要綱」（県県民生活部統計課）に基づき、次の仕様により作成しています。

(1) 対象期間

平成 27(2015)年（平成 27(2015)年 1 月～12 月）

(2) 対象範囲

栃木県内におけるすべての財・サービスに関する生産活動及び取引

(3) 形式

ア 表の種類 : 地域内表

イ 価格評価の方式^(※2) : 生産者価格

ウ 移輸入の取扱方式^(※3) : 競争移輸入型

(4) 対象部門（産業）

ア 部門分類の基準

原則としてアクティビティ（生産活動）ベース^(※4)による。

イ 部門数^(※5)

基本分類（作業用）： 行 509 × 列 391 部門

統合小分類（作業用）： 行 167 × 列 167 部門

統集中分類（公表）： 行 102 × 列 102 部門

統合大分類（公表）： 行 37 × 列 37 部門

ひな型（公表）： 行 13 × 列 13 部門

- ※1 産業連関表の基礎となる「経済センサス-活動調査」の調査実施時期の変更に伴い、今回表（平成 27(2015)年表）の作成は前回表（平成 23(2011)年表）の 4 年後となっている。
- ※2 商品の生産額や投入額を表す方式には、生産者から消費者に至る途中の流通マージン（貨物運賃や小売業者のマージンなど）を含む「購入者価格」と、これを含まない「生産者価格」とがある。
- ※3 県外からの移入・輸入の取扱方式には、各産業の投入額を県内生産品と移輸入品とを区別した上で表に記載する「非競争移輸入型」と、区別せずに記入し、最終需要部門で一括して移輸入額を減じる「競争移入型」とがある。
- ※4 アクティビティベースでの分類とは、事業所等が属する業種ではなく、商品の生産過程や生産技術（原材料の投入の仕方）によって分類する方法。例えば、火力発電と原子力発電は、商品（電力）は同一だが生産技術が異なるため別の部門として取り扱う。
- ※5 特定の部門に属する事業所数が 2 以下である場合など、基礎資料となる統計においてデータが非公表とされている部門については、他の部門と統合した上で公表している。このため、部門数は都道府県によって異なる。